

北海道におけると畜牛のBSE検査の見直しについて

平成25年6月26日
北 海 道

1 見直しの内容

- 道が行うと畜牛のBSE検査については、平成25年7月1日から牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則に定める48か月齢超を対象に実施する。
- この見直しに当たっては、道として、現場レベルでのリスク管理の徹底と消費者の理解の促進を図るため、以下の取組を行う。
 - ① 飼料規制の徹底
 - ・ 牛由来の肉骨粉が飼料に混入しないよう、飼料販売業者・牛飼養農家に対する巡回・収去検査の頻度を高めるなどチェック機能を強化するとともに、適正な取扱について指導を徹底する。
 - ② SRM（特定危険部位）の除去の徹底
 - ・ と畜場におけるSRMの除去について、と畜検査員による分別管理の確認を徹底するとともに指導を強化する。
 - ③ 消費者への情報発信の強化
 - ・ 飼料規制、SRM除去の徹底に関する道の取組についての広報活動やと畜場見学会の開催等を行う。
 - ・ 様々な機会を通じてBSEに関する正しい知識やBSE対策の有効性について積極的に情報発信を行う。

2 北海道食の安全・安心委員会からの提言に示された付帯事項への対応

① 道内の生産者や流通関係者ならびに消費者に無用の混乱をきたさないため、全国同一のリスク管理に取り組み、国民の食品に対する信頼の確保に努めること

- ・ 全国同一のリスク管理が行われるよう、国及び都府県等との情報共有を行う。

② BSE対策の有効性について、道民だけでなく広く消費者に対して丁寧な説明を行うこと

- ・ BSE対策の有効性について、国に対し説明責任を果たすよう求めるとともに、道主催のパブリックコメントや説明会の開催、積極的な広報活動を展開する。

③ 安全に係わる新たな問題が確認された場合は、国への対応を求めること

- ・ BSEのリスクに関して国と情報を共有するとともに、新たな問題が確認された場合には、速やかに国へ対応を求める。

④ 国と道は、今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について説明すること

- ・ 国に対し、長期的展望に立ったリスク管理のロードマップの作成を求めるとともに、道として、BSE対策の根幹である飼料規制とSRMの除去について、現場レベルでの取組を強化し、その内容について積極的に情報発信していく。

⑤ 非定型BSEを含めた調査研究を推進すること

- ・ 国に対して調査研究の充実強化を求めるとともに、地方独立行政法人北海道立総合研究機構畜産試験場は引き続き協力を行う。

〔 農政部生産振興局畜産振興課（担当：奥田）
TEL 011-204-5441(直通)内線27-752 〕